

## 有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育 の開催について

一般社団法人白河労働基準協会

有機溶剤中毒の予防対策の実効を上げるためには、事業者が行う労働衛生管理に加えて、個々の労働者が有機溶剤の毒性及び中毒の予防対策の必要性を正しく理解することが重要です。

しかし、最近の有機溶剤中毒の発症事例をみると、労働者に対する労働衛生教育が行われていないか、または不十分であることが原因であるものが依然として相当数にのぼっています。

この度、厚生労働省通達「安全衛生教育の推進について」等に基づき、標記教育を下記により開催いたします。つきましては、貴事業場の有機溶剤業務従事者を受講されますようご案内いたします。

### 記

1. 日 時	令和2年12月2日(水) 8:50~14:50 ※開講前修了証用写真の撮影有
2. 会 場	(一社)白河労働基準協会 白河市十三原道上3-17 新白河ビジネスパーク内
3. 講 習 料	会 員 7,810円 (内訳:受講料6,820円(税込)・テキスト代990円(税込)) 非会員 10,230円 (内訳:受講料9,240円(税込)・テキスト代990円(税込))
4. 定 員	40名
5. 申込期日	令和2年11月24日(火) 締切 ※期日前でも定員に達し次第締め切ります。
6. 申込方法	裏面申込書に必要事項を記入し、講習料を添えて下記までお申し込み下さい。 一般社団法人白河労働基準協会 〒961-0829 白河市十三原道上3-17 TEL 0248-24-0961 FAX 0248-24-0950  銀行振込をご利用の際は、申込書をFAXで送信し、上記締切日までに下記口座宛お振込み下さい。なお、振込手数料は貴社にてご負担下さい。 《振込先》 東邦銀行白河支店 普通 390240 一般社団法人 白河労働基準協会
7. その他	①受講申込書の現住所欄には、運転免許証に記載されている住所をご記入ください。 ②申込締切日を過ぎてからの受講取消の際は、講習料の払い戻しはいたしません。 ③筆記用具をご持参ください。 ④遅刻・早退・一時退出者には修了証は交付いたしません。 ⑤ご不明の点は、協会事務局までお問い合わせください。

### 有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育 カリキュラム

有機溶剤による疾病及び健康管理	1 時間
作業環境管理	2 時間
保護具の使用方法	1 時間
関係法令	0.5時間

有機溶剤業務従事者労働衛生教育 受講申込書

(令和2年12月2日実施分)

フリガナ 氏 名	生年月日	現 住 所
	昭 平	〒 _____
	昭 平	〒 _____
	昭 平	〒 _____
	昭 平	〒 _____
	昭 平	〒 _____

上記のとおり \_\_\_\_\_ 名分に講習料 \_\_\_\_\_ 円を添えて申し込いたします。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

事業場名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

(一社) 白河労働基準協会長 行

※講習料の支払方法につき該当する項目にをつけてください。

<input type="checkbox"/> 直接持参 ( _____ 月 _____ 日 予定) <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 銀行振込 ( _____ 月 _____ 日 済・予定)
---

【個人情報について】ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。